

令和7年第2回玉東町議会定例会会議録

令和7年6月11日玉東町議会第2回定例会を議場に招集された。

1. 令和7年6月11日午前10時00分招集

2. 令和7年6月13日午前10時00分開議

3. 令和7年6月13日午後1時58分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健子ども課長	小島 隆一	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	岩川 康幸
福祉課長	清田 浩義		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	岡田 初音
--------	-------	---------	-------

10. 議事日程

日程第1 議案第34号 玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について 専決第4号

日程第2 議案第35号 玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
専決第5号

日程第3 議案第36号 玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第4 議案第37号 令和6年度玉東町一般会計補正予算(第10号) 専決第3号

日程第5 議案第38号 令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第3号） 専決第2号

日程第6 議案第39号 令和7年度玉東町一般会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第40号 令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第41号 工事請負契約の締結について

日程第9 議案第42号 財産の取得について

日程第10 議案第43号 財産の取得について

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第12 発議第3号 令和7年度玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について

日程第13 請願・陳情

追加日程第1 発議第4号 旧姓の通称使用を拡大する法制化の創設を求める意見書の提出について

日程第14 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

1 番 前 田 大 樹

9 番 吉 住 貞 夫

開議 午前10時00分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

動議じゃないんですか。

（動議。）

はい、どうぞ。

ただいま4番、狩野勝次君から動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成がありますので、今、賛成者がおりますので成立しました。

動議の理由を求めます。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） おはようございます。

それでは、理由、1、先般、当該質問者の情報漏洩問題に関連する質問に対し、総務課長と町長の答弁については、両者とも答弁内容は当事案の概要を示されたものに過ぎないと思わざるを得ません。

2、当事案につきましては、主権者である玉東町町民の多くが重大な関心を議会に対し寄せています。

3、我々議員は、議会とコンプライアンスに基づき、当事案の詳細を把握しておかなければ、主権者である玉東町町民の疑問に答えることが困難になります。

4、総務課長と町長の概要説明に等しい答弁では納得できかねる。

5、当事案の真相解明をはたすためにも百条委員会の設置を理由とし、提出します。以上。

○議長（松尾純久君） ただいまの動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松尾純久君） 起立少数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは否決されました。

日程第1 議案第34号 玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について 専決第4号

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第34号「玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 議案第34号を御説明いたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付けで専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものです。令和7年6月11日提出、玉東町長。

処分件名、玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由は、令和6年度に地方税法の一部を改正する法律等が公布され、原則として令和7年4月1日から施行されたことに伴い、本町税条例の改正が必要となったものの、議会招集の時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。

次のページをご覧ください。

こちらは専決処分書の移しになります。

続いて、その次のページが改正条例本文になります。主な改正内容につきましては、新旧対照表に基づいて御説明いたします。

3枚おめくりください。新旧対照表の1ページになります。左側が現行条例、右側が改正案です。

第18条です。理由があつて納税通知書が住所地に届かない場合、現在は現場の掲示板に掲示しておりますが、これに加えインターネットによる検索が可能となるよう改正するものです。

本ページの最終行になります。第34条の2です。特定親族特別控除の創設に関する改正です。これまで合計所得金額48万円以下の方が扶養親族の対象でしたが、令和8年度以後は58万円以下に引き上げられます。さらに19歳以上23歳未満の扶養親族については、所得123万円以下を段階的に控除する特例が創設されました。このことによる改正になります。

3枚おめくりください。7ページの第82条です。

令和7年11月から、原動機付自転車に対して新たな排ガス規制が適用されることに伴い、排気量125cc以下で出力を抑えた新基準原付に対する税率を定める改正です。現行の原付との区別が可能となります。

1枚おめくりください。

9ページの第90条です。マイナンバーカードを運転免許証として利用できる制度の開始に対応した改正になります。

2枚おめくりください。

13ページの附則第10条の4です。熊本地震にかかわる固定資産税の特定規定について、適用期限を過ぎたことによる廃止になります。

以上が主な改正内容になります。御承認をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 改正案、原稿の9ページと10ページのところをお願いします。

今、税務課長から説明がありました免許情報記録個人番号カード、この改正後に記載されてありますけど、この内容をちょっと詳しく教えてもらえるでしょうか。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、身体障害者の方が減免を受けられる際に、これまで運転免許証の提示をお願いしておりましたけども、マイナンバーカードが運転免許証として使えるようになりますので、そちらに対応した改正となっております。マイナンバーカードを窓口に持ってきていただいて、免許情報を確認させていただいて、この減免を認めるものとしております。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） このマイナンバーカードを今度免許証も一緒に合体するわけですけど、これは更新、行政のほうで手続き開始はいつごろからになるのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） お答えします。

マイナンバーカードの運転免許証の開始ということでよろしいでしょうか。これは既に始まっております、令和7年の3月からこの制度は開始されております。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 最初の説明は、身体障害者の方が、この車の免許証をマイナンバーカードに移行して、カード登録できたら次回からはマイナンバーカードを提出ということですけど、そのほかのマイナンバーによる身体障害者に対するカード提出などはあるのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） お答えします。

税務課といたしましては、身体障害者の方に対する減免措置ですけども、こちらについては軽

自動車税が対象となっております。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、原案のとおり承認されました。

日程第2 議案第35号 玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 専決第5号

○議長（松尾純久君） 日程第2、議案第35号「玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 議案第35号を御説明いたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付けで専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものです。令和7年6月11日提出、玉東町長。

処分件名、玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由は、令和6年度に地方税法の一部を改正する法律等が公布され、原則として令和7年4月1日から施行されたことに伴い、本町税条例の改正が必要となったものの、議会招集までの時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。

次のページをご覧ください。これは専決処分書の写しになります。

続いて、その次のページが改正条例本文になります。主な改正内容につきましては、新旧対照表に基づいて御説明いたします。

新旧対照表1ページをご覧ください。左側が現行条例で右側が改正案になります。

第2条第2項です。基礎課税額の限度額が1万円増えて66万円になる改正になります。

第2条の3項です。後期高齢者支援金等課税額の限度額が2万円増えて、26万円になる改正に

なります。

本ページの下から5行目です。

国民健康保険税減税対象となる所得基準の改正になります。

以上が主な改正になります。御承認をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第36号 玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第3、議案第36号「玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。それでは提案理由を提案いたします。

議案第36号、玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和7年6月11日提出、玉東町長。

提案理由です。令和6年人事院勧告に係る勧告内容に基づき、本町第2号会計年度任用職員の給与等を改正するため、所要の改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

ここからは改正文になります。今回の改正理由につきましては、2月の臨時議会で人事院勧告に基づき、労務職の給料月額の改正を行いましたが、その際、民間給与との格差解消のため、若年層の給料表の引き上げ改正を行っていませんでしたので、今回改めて改正をするものでございます。詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。

5枚ほどおめくりください。

1/7と書いてあります。横書きになっております。新旧対照表です。よろしいでしょうか。左側が現行、右側が改正後案となっております。

現行の給料表の次のページにあります1級17号を1級1号に引き上げ、改正することで1級の職務給の全体の引き上げ改定を行っております。

続きまして、最初から4枚目をおめくりください。最初から4枚おめくりください。

附則です。附則の部分です。附則1、施行期日です。この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するといたします。

附則2、ここの部分につきましては、給与等の内払いを規定しております。

附則3につきましては、新号級への切り替え規定でございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） この会計年度任用職員の人数と、1年間で幾らぐらい予算的に違うのか、お願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

人数というのは今回該当する人数でしょうか、それとも全体の人数。

（全体と今回の両方よかですか。）

全体につきましては、会計年度任用職員につきましては66名でございます。今回該当する職員につきましては18名が該当いたします。

以上です。

（年間幾らぐらい。）

お答えいたします。年間の全体の会計年度任用職員につきましては、1億4,830万8,000円でございます。それから、今回該当します差額につきましては、12万3,600円ほどでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今ですね、世の中も同一労働同一賃金というかですね、そういうような流れになっておりますので、是非職員のですね、そういう条件はあげるようによろしくお願いします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第37号 令和6年度玉東町一般会計補正予算(第10号) 専決第3号

○議長(松尾純久君) 日程第4、議案第37号「令和6年度玉東町一般会計補正予算(第10号) 専決第3号」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) それでは、議案第37号について御報告いたします。

議案第37号、専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。令和7年6月11日提出、玉東町長。

1、処分件名、令和6年度玉東町一般会計補正予算(第10号)。

2、処分年月日、令和7年3月18日。

提案理由です。地方債の償還に係る経費について、計上漏れをしておりましたので、専決処分させていただきます。

専決第3号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度玉東町一般会計補正予算(第10号)について、別紙のとおり専決処分する。令和7年3月18日提出、玉東町長です。

それでは、予算書のほうをご覧ください。予算書1枚おめくりください。

専決第3号です。令和6年度玉東町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

第1条(歳入歳出予算の補正)既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,184万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年3月18日専決、玉東町長です。

予算書のほうは、第1表歳入歳出予算補正の歳入です。2ページ目をご覧ください。

18款です。繰入金、2項、基金繰入金245万1,000円を追加。

3ページ目です。歳入合計は、補正前の額に245万1,000円を追加し、57億2,184万2,000円といたします。

続いて4ページ目です。歳出の5ページ目をご覧ください。

12款、公債費、1項、公債費245万1,000円です。

歳出合計は、補正前の額に245万1,000円を追加し、57億2,184万2,000円といたします。

続いて、予算書8ページ目をご覧ください。

2、歳入、18款、繰入金、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金です。245万1,000円です。

続いて、9ページ目でございます。3の歳出です。

12款、公債費、1項、公債費、1目、元金は、2万6,000円を追加します。説明欄です。地方債元金償還金として、不足分2万6,000円を追加いたします。

2目、利子、242万5,000円を追加します。説明欄です。地方債利子償還金の不足分として、242万5,000円を追加しているところです。

以上、御報告申し上げます。予算計上漏れに伴います専決処分となっておりますけども、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 最後の9ページですね、説明欄で利子償還金の不足という表現を使われましたけれども、これは利子率が上がって見込みが前よりも率が上がったからという原因ですか。

それから、じゃあ答弁を先にいただきます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

今回のですね、予算補正した要因というのはですね、当然年度当初に利子分の予算も計上しているんですけども、年度途中でですね、借り入れているんですよ。その年度途中の借り入れに対する利子分をですね、予算計上していなかったというようなことが要因でございます。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ利息が上がったからということではないということですね。

それでは、今年度当初予算には既にそういうのは考慮してあるということですね。また補正がでるということはありませんね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

本年度もですね、当初予算においてですね、当然利子とか元金分の見積もりはしているんですけども、本年度もですね、年度途中で借り入れることがございますので、今回はおそらくですね、今後今年の今年度中でですね、そういった予算の執行状況を確認してですね、おそらく足りないときにはまた補正予算を追加させていただくことになろうかと思っています。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 不足が分かったというのは、相手から催促されてのことですか、それとも自分のほうから調べたら分かったということですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 林議員の御質問にお答えします。

この償還金のタイミングがですね、これは半年区といいまして、年2回の支払う期間がございます。9月と3月なんですけども、9月は当然支払えたんですけども、3月の中旬のタイミングでですね、現予算とその返還額がちょっと足りないことが分かりましたので、そのタイミングで今回分かったということでございます。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） それでも気づかずに年度明けということはありませんね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 今回その3月の支払いのタイミングで予算不足が分かりましたので、3月18日付けで専決処分をさせていただいて、ちゃんと対応しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 年度内ではっきりしたから分かるんですけども、当初予算を組むときに、あ、6年度はひよっとしたら足りないというのは、次年度の編成するときにはやっぱり分からない。別の機会に監査じゃないけど調べるんですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 予算編成担当とはですね、次年度以降についてはですね、当予算の段階である程度余裕を持って予算見積もりをしてですね、対応しようかということは考えております。

（はい、終わります。）

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第38号 令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第3号） 専決第2号

○議長（松尾純久君） 日程第5、議案第38号「令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第3号） 専決第2号」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、議案第38号について御提案させていただきます。

専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。令和7年6月11日提出、玉東町長。

1、処分件名、令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

2、処分年月日、令和7年3月13日。

提案理由です。企業債の償還金に係る経費を専決処分したものであります。こちらにつきましては、令和5年度に借り入れた分につきまして、令和6年度からの返済分の予算への計上漏れがありましたので、追加計上いたしました。大変申し訳ありません。

それでは1枚おめくりください。専決第2号、こちらは専決処分書の写しになります。

それではもう1枚おめくりください。

専決第2号、令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

1枚おめくりください。予算書の目次となります。

その次のページになります。もう1枚おめくりいただきまして、予算書の1ページになります。

専決第2号、令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

（総則）第1条、令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）第2条、令和6年度玉東町簡易水道事業会計予算（第3号）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。左から支出、既定予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

第1款、水道事業費用、1億2,940万9,000円、15万6,000円、1億2,956万5,000円。

第2項、営業外費用、1,073万9,000円、15万6,000円、1,089万5,000円。

（資本的収入及び支出）第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額2,001万3,000円は、引継金1,762万6,000円、当年度分損益勘定留保資金238万7,000円を資本的収入が資本的支出額に対して不足する額、2,133万3,000円は、引継金1,762万6,000円、当年度分損益勘定留保資金370万7,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款、資本的支出5,047万1,000円、132万円、5,179万1,000円。

第2項、企業債償還金、4,467万4,000円、132万円、4,599万4,000円。

令和7年3月13日専決、玉東町長。

続きまして、補正予算に係る説明書になります。こちらの一番最後のページをご覧ください。11ページになります。11ページをご覧ください。

令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第3号）実施計画明細書になります。

収益的収入及び支出の支出になります。

1款、水道事業費、2項、営業外費用、1目、支払利息及び企業債取扱諸費、既定予定額536万2,000円、補正予定額15万6,000円、計551万8,000円、こちらが企業債利息の不足分となります。

続きまして、下段になります。資本的収入及び支出の支出になります。

1 款、資本的支出、1 項、企業債償還金、1 目、企業債償還金、既定予定額4,467万4,000円、補正予定額132万円、計4,599万4,000円、こちらは企業債償還金の令和5年度に借り入れた分の元金分となります。

以上、御報告申し上げます。御承認いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7 番、林和廣君。

○7 番（林 和廣君） 最後のページですね、補正されている企業債利息15万6,000円、これは先ほど一般会計で西浦課長が説明したように、途中で借り入れた分のということですか。似たようなことですか。

それとも一つ、説明はなかったんですけれども、5 ページ、企業会計はなかなか分かりづらいんですけれども、この減価償却ですね、建物とか機械は非常に14%、19%と非常に率的には高いんですけれども、定額法ではなく定率法だとは思うんですけれども、このままいけば何年がめやすなのですか。

以上です。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） まずはじめに、予算書の11ページの利子の分になりますけれども、こちらは利子の分と元金分も合わせまして、令和5年度に借り入れた分の返済額となります。

（だから、同じだったんですかと。）

その分で一般会計の分とは違います。

すみません、減価償却につきましてはこちらに資料ありませんので、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 7 番、林和廣君。

○7 番（林 和廣君） 償還金が漏れているというのは、漏れているというか補正は一般会計と同じですね。あなたのほうは3月13日、定例議会のあったあとに、3月13日、西浦課長のところは3月18日で何日かずれているけど、ほかに償還金でずれているところはほかの課はありませんかなんていうことは、部課長会議では連携とれないんですか。同じ日に何で、例えば水道会計でこうやって償還金のうんぬんで修正したんだけど、おたくのそこにはありませんか、おたくの部署も関係しているけどというような連絡の取り合いというのはないんですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7 番、林議員の質問にお答えします。

林議員がですね、御指摘なさるようになりますね、課と課で連携する機会は十分あります。今後はですね、このようなことがないようにですね、しっかり横の連携を図りながら再発防止に努めたいと思います。

○議長（松尾純久君） 7 番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 専決という方法が、まあ大体分かるんですけど、例えば、町長に担当課長が責任者として報告に行くと、その時点で2人で決済をするんですか。それとも部課長会議で、こういうことで見つかりましたので、専決処分を何々課としてはとりたいんですけどもていうて、全員で幹部が集まっているところで専決、採決をするのかなあ、どうなんでしょう。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

決済につきましては、各担当課からずっと上がっていきます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 分かりました。それから減価償却は今この議案の中で聞いても分からないんですね。では分かりましたあとでまた聞きます。終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり承認されました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時03分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第39号 令和7年度玉東町一般会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第6、議案第39号「令和7年度玉東町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、議案第39号について御提案いたします。

予算書を1枚おめくりください。

議案第39号、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億736万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億438万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条（地方債の補正）地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。令和7年6月11日提出、玉東町長です。

1 ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、補正を行った款項の区分のみ読み上げます。

予算書2ページ目をご覧ください。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、9,737万円を減。

15款、県支出金、2項、県補助金、125万円を追加。

17款、寄附金、1項、寄附金、2億円を追加。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、4,859万3,000円を追加。

3 ページ目です。

20款、諸収入、4項、雑入、1億1,627万5,000円を追加。

21款、町債、1項、町債、6,140万円を減。

歳入合計、補正前の額に2億736万7,000円を追加し、50億438万円といたします。

続いて、4 ページ目、歳出です。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、2 億1,614万5,000円を追加、2 項、町税費、35万9,000円を減、3 項、戸籍住民基本台帳費、148万7,000円の減、4 項、選挙費191万の減。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1,231万8,000円を追加、2 項、児童福祉費、1,101万円を追加。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、1 億2,807万2,000円を追加、2 項、清掃費、6 万1,000円を追加。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、652万8,000円を追加。

8 款、土木費、1 項、土木管理費、98万6,000円の減。

5 ページ目です。2 項、道路橋梁費、1 億3,160万円の減、4 項、都市計画費、2,500万円の減、5 項、住宅費、1,200万円の減です。

9 款、消防費、1 項、消防費、639万1,000円を追加。

10款、教育費、1 項、教育総務費、112万6,000円の減、3 項、中学校費、212万2,000円を追加、5 項、社会教育費、81万2,000円の減。

歳出合計、補正前の額に2億736万7,000円を追加し、50億438万円といたします。

続いて予算書6 ページ目です。

第2表、地方債補正です。まず追加分です。起債の目的、デジタル活用推進事業債は、限度額

を180万円と定めます。

続いて変更分です。道路整備事業につきましては、補正前の限度額に6,830万円を減額しまして、3,310万円といたします。カントリーパーク整備事業につきましては、補正前の限度額から1,120万円を減額しまして880万円と定めます。緊急自然災害防止対策事業は、補正前の限度額から1,000万円を追加し、3,000万円といたします。緊急防災・減災事業は、補正前の限度額に630万円を追加しまして、5,020万円とそれぞれ定めます。

続いて、予算書のほうは9ページ目をご覧ください。

2、歳入です。13款、使用料及び手数料、1項、使用料、5目、総務使用料は、1,900円を追加します。1節におきましては、行政財産使用料で、役場敷地内に設置しました資源物回収所に係る土地分の使用料となります。4節におきましては、木葉駅前活性化施設使用料で1,000円の名目計上です。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は1,723万8,000円を追加します。9節におきましては、個人番号カード交付事務費補助金として248万8,000円、25節は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で1,475万円です。3款の定額減税補足給付金事業に充当することとしております。3目、土木費、国庫補助金は、1億1,460万8,000円の減です。社会資本整備総合交付金でありまして、活力創出基盤総合交付金以下トータルで1億1,460万8,000円の減です。理由としましては、補助申請額の内示に伴う減額補正となります。

続いて15款、県支出金、2項、県補助金、5目、農林水産業県補助金は125万円を追加、地域計画推進事業でありまして、補助率は2分の1となっております。

17款、寄附金、1項、寄附金、3目、ふるさと納税寄附金は2億円を追加します。5月までの実績と今後を見越しまして2億円を追加しております。参考までに5月末現在の寄附額は、約1億6,000万円でございます、対前年比170%となっております。

続いて予算書10ページ目をご覧ください。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、3,554万9,000円を追加します。本補正予算の財源不足を調整しております。12目、ふるさと納税寄附金基金繰入金は1,304万4,000円追加しております。道路新設改良事業をはじめとする4事業に充当することとしております。

続いて20款、諸収入、4項、雑入、1目、雑入は、1億1,627万5,000円を追加します。説明欄です。一時貸付金元利償還金ということで、簡易水道事業会計への一時貸し付けに伴います水道会計からの償還金となります。1億1,627万5,000円を計上しております。

21款、町債、1項、町債、4目、教育債は180万円を追加、デジタル活用推進事業債です。5目、土木債は6,950万円の減となります。1節は道路整備事業債6,830万、2節はカントリーパーク整備事業で1,120万です。いずれも補助申請額の内示に伴い、借入金のほうを減額しているところで、5節は緊急自然災害防止対策事業債ということで1,000万円計上しております。6目、消防債は、630万円を追加しております。緊急防災・減災事業ということで630万円を計上しております。

続いて11ページ、歳出です。今回の補正予算ですけれども、人件費に係る補正予算も計上してい

るところです。常勤職員及び会計年度任用職員の異動とかですね、採用等を要因としたもので、人件費の増減調整後は、合計で463万6,000円の増額補正となっております。人件費の説明については割愛させていただきます。詳細につきましては、この予算書の19ページ目以降に給与明細書がありますので、そちらのほうで御確認いただければと思います。

それでは歳出の説明に移っていきます。予算書11ページ目です。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は1,554万4,000円を追加です。一つ目の○の2行目です。例規整備支援業務委託料として132万を計上、こちらは地方公共団体の旅費制度の改正に伴うものとなります。2目、会計管理費は412万7,000円の減、6目、企画費は1億9,928万3,000円を追加しております。説明欄の○の二つ目です。木葉駅前活性化推進事業、こちらはゆめ・ステーション・このはに係る分ですけども、委員等報酬として6,000円、費用弁償3,000円は、次期指定管理者を選定する選定委員会に関する予算となります。光熱水費105万、通信運搬費17万3,000円、手数料1,000円、施設管理負担金30万円は、いずれも指定管理者の不在のため、現在暫定運用を行っております。そちらの維持費等に係る必要経費分をですね、今回計上しているところなんです。

続いて、木葉駅前観光拠点施設事業は、ぶらっとぎょくとうであります。

12ページ目をご覧ください。12ページ目の説明欄です。今回は食品衛生法の改正に伴い、飲食店営業許可取得のための予算をですね、組み替えを行っております。

工事請負費を100万減額しまして、観光拠点施設交流促進補助金として100万円予算の組み替えを行っているところです。ふるさと納税事業につきましては、2億円計上しておりますので、返礼品業務等委託料を1億円、それから基金積立金を1億円それぞれ計上しております。7目、電算管理費は544万5,000円を追加、DX推進アドバイザー委託料です。庁内デジタル人材の育成と職員の負担軽減を目的としております。なおこちらの経費につきましては、70%の特別交付税措置が措置されることを申し添えておきます。

続いて、2項、徴税費、1目、税務総務費です。35万9,000円の減、それから3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は148万7,000円の減。

13ページ目です。4項、選挙費、1目、選挙管理委員会費は191万の減。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、1,229万9,000円を追加しております。説明欄の二つ目の○です。こちらは令和6年分所得税確定に伴います定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付事業となります。こちらにつきましては全額国庫補助金を財源としているところです。内訳は時間外勤務手当が5万、消耗品費1万、印刷製本費が5万、通信運搬費15万9,000円、手数料6万9,000円、それから定額減税しきれないと見込まれる方への給付金が1,441万2,000円それぞれ計上しております。

続いて予算書は14ページ目です。

1項、社会福祉費、1目、年金事務費は1万9,000円を追加、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は21万円を追加、4目、子ども・子育て支援事業費は1,080万円を追加しております。

説明欄です。子ども発達支援体制整備事業業務委託料として1,080万円を計上しております。こ

ちらは保育士の加配に対する支援を目的とする事業となっております。

続いて4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は1億1,742万8,000円を追加しております。保健衛生総務費ですけれども、まず簡易水道事業会計への一時貸付金として1億1,627万5,000円を追加、それから簡易水道事業会計繰出金、こちらは基準内繰出金となりますけれども、79万円をそれぞれ追加しております。2目、予防費は35万円を追加、歯科衛生士の報償費となります。7目、ふれあいの丘事業運営費は387万7,000円を追加しております。内容としましては、修繕料としましては、外灯3基分の取り替え37万7,000円、施設管理委託料は駐車場の高木伐採委託となります。

それから15ページにいきまして、工事請負費につきましては、法面保護工事として270万円を計上しているところです。8目、交流センター運営費は641万7,000円を追加しております。内容ですけれども、まず修繕料としましては、浴室の天井換気扇の取り替え修繕、それから交流室の畳表替えとして554万4,000円を追加、手数料が8万7,000円、施設管理委託料が5万円それぞれ計上しているところです。続いて2項、清掃費、1目、塵芥処理費は6万1,000円を追加しております。光熱水費、こちらは資源物回収に係る電気代9,000円を計上しております。

6款、農林水産業費、1項、農業費、4目、農業総務費は322万8,000円を追加、5目、農業振興費は280万円を追加しております。まず農産品加工センター運営事業におきましては、工事請負費として、トイレ改修工事分50万円、それから地域計画推進事業におきましては、農地の守り手育成支援業務委託料として、地区の話し合いの場におけるファシリテーション業務として230万円を計上しております。こちらにつきましては、財源として県の補助金が2分の1入ります。

続いて予算書16ページ目です。

7目、農地費は50万円を追加、木葉小学校上にあります溜め池にかかる防災工事に伴う構想設計委託料として50万円。

8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は98万6,000円の減、使用料及び賃借料を1万4,000円、危険家屋解体補助金は100万円の減です。こちらは補助申請額の内示に伴って100万円減額しております。続いて2項、道路橋梁費、1目、道路維持費は財源の変更です。2目、道路新設改良費、1億3,160万円の減です。道路新設改良単独事業におきましては、原倉本村地区内の交差点改良に伴う土地購入費が40万円、補償費が450万円を計上しております。それから道路新設改良補助事業につきましては、設計・監理委託料を200万円、土生野交差点改良工事、町道区域ですけれども、国への委託料として1,700万円、工事請負費、土地購入費、補償費につきましては、補助申請額の内示に伴い、減額補正をそれぞれ行っているところです。

続いて17ページ目です。4項、都市計画費、1目、公園費は2,500万円の減、カントリーパーク整備事業でありまして、補助額の内示に伴います減額補正です。5項、住宅費、1目、住宅管理費は1,200万円の減、こちらも補助の内示に伴います工事費の減額補正となっております。

9款、消防費、1項、消防費、2目、非常備消防費は2万1,000円を追加、救急安心センター事業負担金です。4目、防災管理費は637万円を追加、県の防災情報ネットワークシステムに係る衛星無線設備整備負担金として637万計上しております。こちらは財源につきましては地方債を充て

ることとしております。

10款、教育費、1項、教育総務費、2目、学校教育費は112万6,000円の減、3項、中学校費、4目、学校施設整備費は212万2,000円を追加、修繕料でございまして、プール槽内の修繕料と体育館、階段室、屋上の防水の修繕工事となっております。

最後18ページ目です。5項の社会教育費、1目、社会教育費は81万2,000円を減としております。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） お疲れさまです。14ページのほうをお願いいたします。

2項、児童福祉費の4目、子ども支援事業費のところの委託料1,000万と80ていうところの、子ども・子育て支援単独事業、子ども発達支援体制整備事業業務委託料として、今回1,000万あげてこられました。その中身をですね、ちょっと詳しくどういう事業なのかというのを教えていただきたいと思います。これ1点だけです。お願いいたします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

初日の吉住議員からの一般質問でもありました。そこでちょっと内容については触れたところもあるんですけども、再度繰り返しになりますが、内容を御説明したいと思います。

発達支援体制整備事業ということで、保育士の加配のための委託料を計上しております。中身については、保育園の中に専門的な知見を有する専門員による巡回支援を強化して、保育園における保育士の配置、それから発達支援を必要とする子どもの保育士支援計画の作成、こういったことを行って保育の充実を図り、保育園、それから家庭、関係機関、行政が一体となって、1人の子どもの成長、発達を支援していく体制づくりのための予算の計上でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

今のだと新たにだから発達ちょっとみられる方の、新たにまた保育士さんを、保育士の先生をまた新たに雇われるということになられるんですかね。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） お答えいたします。

一般質問では、経過観察が必要なお子さんが41.8%という内容を御説明したかと思います。非常に保育園の現場では、そういったお子さんが増えている現状でもあります。そうした中で、今、議員が申されるように、保育士を増やして、そういったお子さんに対応できる体制をつくるための予算でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 分かりました。ありがとうございます。

終わります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 予算書の9ページです。2枠目の活力創出基盤総合交付金、マイナス9,349万6,000円、このへんの説明のときに、何々に伴うとこういう表現が使われましたので、何に伴うのかも一度御説明をお願いします。

それからですね、16ページが一番下の枠、土木費、説明欄の道路新設改良補助事業1億3,650万、それから、行ったり来たりしますけどすみません、10ページの下の枠ですね、土木債、公共事業債、道路のですね、6,830万、土木費に関連した部分でありますので、その一連というか、関連を説明していただきたい。全部マイナスなのでなぜかと思います。

よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 林議員の質問にお答えします。

9ページの活力創出基盤整備総合交付金は、一応これは国の補助事業になります。これは当初予算でですね、要望額を、今年度、町としてこの事業をしたいという要望額を当初予算で計上していたんですけども、それに対して国がこれだけ玉東町には配分しますという金額がきましたので、それに伴っての減額になります。

先ほどの歳出につきましても起債につきましても、同じように国の配分が決定したことに伴っての減額ということになります。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 玉東町としては必要だから申請したけれども、向こうの判断がこのくらいしかやれないということですかね。

繰越明許費をこの前説明いただきましたけど、あれが多いからあんたんとは必要なだろうという判断ではなかったんですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 林議員の質問にお答えします。

繰越明許の額ではなくてですね、大体が前年度交付決定をされているベースで翌年度も配分されているようです。ですので7年度は6年度の予算をベースに国のほうで計画、配分されたということになります。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） これ国交省ですか、向こうの担当者が判断したのに、その理由として、予算がないから玉東町にはこのくらいしかだめということなのか、ほかの何か含みがあるんです

か。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 林議員の質問にお答えします。

これ自体ですね、交付金としての国全体の枠がありまして、それをまた県に配分されるような形になりまして、国全体の要望額の約4割程度配分されているので、別に玉東が下がっているとかそういうことではないと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ県を通ってくれば、県で玉東だけということじゃないわけですね。よそも減っているかしらんですね。

（はい。）

平成21年ぐらいから始まっているらしいんですけど、この活性創出とありますが、なんか減らされると活力がなくなるような気がするんですよね、過去の推移を見てみると、予算できた分、それから繰越明許費で残った分を合わせると、大体例年1億2、3,000万から4、5,000万なんですよね、それが玉東町の実力というふうに向こうのほうが見なしているわけではないんですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） すみません、その判断につきましてはちょっとこちらでは詳しくは分かりかねます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 町としてはインフラの基盤整備を重視していると思うんですけど、これはなんかソフト事業にも使えるらしいですね。だからその分野で獲得すればいいんじゃないかなと思いますけれど、その考えはいかがなんでしょう。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 工事につきましては、ソフトの分は、今回建設課のほうで要望している分についてのソフト事業はありませんので、ほかの分野でもしかしたらあるかもしれませんが、以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 活力創出の基盤交付金ね、大体インフラ整備なんだろうけど、ソフト事業にも使えるというからね、そのへんの、うちがソフトの事業のほうをこれから力を入れられたらどうかと思いますけど、そのへんを調べてやれそうな気がするんですけど、いかがなんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 林議員の御質問にお答えします。

正直ですね、私もこの活力創出基盤総合交付金ですね、どういった補助メニュー、どういった事業に該当するかについてはですね、ちょっと私も勉強はしておりません。ただ、林議員、ソ

フト事業に対するこういった補助事業の活用とおっしゃられたので、企画財政課のほうにもほかのですね、違う部分のソフト事業とかありますので、そういったソフト事業があつて、うちがやっている事業でですね、該当するような事業があればですね、そういった形で積極的にですね、そちらの国の補助金も使っていったほうがいいのかなというふうに思うところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） この交付金、国交省単独のものかどうかは私も分からないんですよ。ただ国交省の単独の予算でソフト事業に使えるというんだったら、そのへんの調査をなさって、どんどんそっち側の枝も太くしてもらいたいという部分もありますので、よろしくお願いします。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは13ページお願いします。よろしいでしょうか。

3款、民生費、1項、社会福祉費、社会福祉総務費の中の節でいきますと18節、負担金補助及び交付金、説明欄の定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への交付、説明では、国補助金100%と聞きました。その一番下の説明欄で、定額減税しきれないと見込まれる方への給付金1,441万2,000円、この内容の説明と、どのくらいの数の方がおられるのか、説明を伺います。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

こちらの定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付ですが、こちらは前年度に引き続きまして給付される給付金になります。前年度におきましては、令和5年の所得に応じて、令和6年の所得を推計して給付されております。今回令和6年の所得が確定申告、住民税申告により確定しておりますので、その確定した方で、前年度給付をいただかれていない方を対象に給付される給付金です。該当の方の人数は、今、試算をしている数字がですね、500名を予定しております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） じゃあ今回、令和6年度確定申告が決まり、今おっしゃった500名が対象になるわけですか、今年度の、令和7年度、そこをお答えください。

（それを答えたじゃん今、令和7年に該当するのが500名という答弁だったんですよ。それほかは何を聞くんですか。）

いや、令和6年度に所得確定して、今度令和7年度に500名がこの補助金、国の補助対象者になるわけでしょう。その説明を受けましたけど、この500名という数字は、ちょっと質問変えますけど、500名という数字はちょっさり500名じゃないわけでしょう。

（その前の試算中、まだ試算中。）

まだ計算中ですか、約大体500名ということですか。

(はい。)

(そうですよ、試算中。)

ちょっと答弁もお願いします。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） お答えします。

今、推計中であり、また通知を出してもそれを申し込まれない方もいらっしゃいますので、それを推計いたしまして500名を見込んでおります。

(以上です。)

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 16ページです。一番上です。

木葉小学校の上の溜め池の防災工事に伴う建設の委託料50万円についてですが、まだ今、設計ということで、そのあと工事ということになると思いますので、ちょっとお聞きしますけど、この事業は東北の地震があったあとに国が全国に調査をとということで、新聞でも聞いておりましたので、専門的な人が調査をしていることと思いますが、それだけを主に防災工事になるんですか。それとも町のほうでも現地を調査して、町の意見として工事が少しは認められるというか、そのあたりをお聞きいたします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

今回ですね、昨年度県の調査で、木葉小学校裏の溜め池が耐震強度がないということで、地震があった場合にですね、決壊の恐れがあるということで、今年度補正を使いまして、どのようにしていくかという計画を立てていくところであります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 一応池はですね、農業用の溜め池ということで、私が一応管理者になっているということで、今までの経緯あたりもちょうと分かりますが、熊本地震かその前の地震のときに、1回防災工事があっております。その次に2回目はですね、熊本北部豪雨のときに土砂崩れで、2回ちょっと工事があってはいるんですけど、1回目は池の一番下のほう、堰がある一番下のほうといいますか、一番南側、道路側のほうの耐震工事、道路が広がって補強したというような感じの工事でした。2回目は北部豪雨、4、5年前に西側の道路のほうの法面の工事があっております。

そういうことで、その池はですね、今の状態は水を溜めて農業用水ということですが、災害のときに水を一時溜めるとか、あるいは火災のときに防火水槽とか、そういう形の使い方をしていますが、下のほうの溜め池として農業者が米づくりが減ってきておりますので、池の水を溜める量は少し減っても、この際といいますか、道路の拡張とか、そのへんも含めたところでならちょっとと思うんですが、今、小学校を皆さん知っていますように、小学校の上が町道が狭かったの

を東門、小学校の東門のほうから広がって、最近広がってきれいになりました。現状は西のほう、池の西側といえぱですね、石灰山から池に下りてきたときに、その池の西側に面するところが、道路が昔のままで狭くて、見通しが相当悪いです。だから、そこも石垣で北部豪雨で崩壊して、一応石垣になっておりますが、今回まだ設計の段階ですので、この対策工事をするにあたり、そのあたりも町道を拡幅してすれば見通しもいいし、皆さん通行するとに危なくもないので助かるかなあとしますので、池の面積は減っても道路拡張も視野に入れて検討しては、できるならばいかがでしょうかということでもちょっとお聞きいたします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 大城戸議員の質問にお答えします。

当初予算ですね、計上しておりましたけれども、その溜め池ですね、西側からさらに北のほうに、木葉山のほうに登る道につきましては、当初予算で設計を計上しております。ですので、それによってですね、池の面積が若干減るかもしれませんが、そのように計画を進めるように建設課のほうで考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） よろしくお願ひします。終わります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） すみません、じゃあ1点、9ページですね、14款、国庫支出金、2項の国庫補助金で、一番上の個人番号カード、マイナンバーカードですよ、この普及率は今現在のくらいまでいっていますか。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 5番、坂村議員の御質問にお答えいたします。

今、申請率でいくと92%ぐらいになっております。交付率でいくと90%ぐらいまでという現状でございます。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 健康保険証が7月いっぱい終わりますよね、交付がなくなるでしょう、健康保険証、なくなるじゃないですか、もう交付はされんでしょう、7月いっぱい。

（もうなくなつとるです。）

もうなくなつとるかなあ。今の保険証は有効期限は8月1日じゃないですか。なくなっていますかねもう。

（発行はなか。）

発行がなかでしょう。使えるのが7月いっぱいでしょうこれは、保険証を使えるのは、使えませんかもう。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 去年の12月2日からですね、新規の保険証発行はなくなっております。今、国民健康保険証の有効期限が7月末までは今その保険証は使えるというところで、新たに発行するのは資格確認証という、名前がちょっと変わっているんですけど同じ性質のもので、マイナ保険証が基本になっておりまして、そのマイナ保険証に紐付けされていない方は、資格確認証という紙の、今までと一緒のような感じなんですけど、名前が、名称が変わっての発行になります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 分かりました。このマイナンバーカードが100%いくことは私はないと思いますよね、当然。先ほども免許証のこともありましたけれども、国は厄介なことをしていただくなあて思います。本当。期限が免許証もありますよね、紐付けですよ免許証も、だけん交付前から交付までのめんめん違うじゃないですか日にちが、いろんなことをその都度せんといかんような形になってきますよね。だけん特に今ちょっと伺いまして、紐付けをすると、確認書という形で、やはりこういうことを聞いていいのかなて、保険料を払っておられない方が、医療に診療をされる時には、どういうケースがあつてですかね、ちょっとよかったら。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 保険証があつた時代は、短期保険証とか資格者、今は確認証といいますけど、資格者証というまた別な100%窓口で払って7割を払い戻してもらう、町に来ていただいてですね、そういう資格者証だったり、何か月間の、有効期間の3か月とか短期の保険証だったりを発行して、国保税の収納につなげるというところができたんですけど、マイナ保険証に伴って、12月2日から健康保険証が廃止されたことによって、すべての方に資格確認証を交付するというのが原則になっております。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 確認証というのは、マイナンバーカードに紐付けをされとらん方に対してでるわけでしょうそれは。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 資格確認証ですね、資格者証ではなくて資格確認証です、紙の。ちょっと複雑なんですけど、後期高齢者医療に加入していらっしゃる方は、すべてマイナ保険証であっても8年まではそれを継続して紙の資格確認証も交付するという、国からの指示によってなされております。国民健康保険は、マイナ保険証を持たない人が対象で、資格確認証を毎年発行するということになります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 1点、これで終わります。じゃあ後期高齢者の方たちは、令和8年までが確認証を発行すると、その発行はまだ決まっていないということですか。

（はい。）

やっぱり75歳になってくると、やはり施設に入られたりとか、ちょっとからだが不自由になってこられる方が該当しておられて、なかなかマイナンバーカードなんてできませんよね。発行を

お願いするとかそういうことは。多分92%というのはほぼこういう方たちが、あと8%おられるのかなという、そこはどがんですか。まだおられますか実際。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） できるだけマイナンバーカードを取得される、推進するほうで、施設利用者の方への出張もして、マイナンバーカードを取得されるような申請手続きも、当課で出張して事務を行っております。

（はい、分かりました。以上です。）

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 16ページ、先ほど林議員があげられましたけども、8款、土木費の2目、道路新設改良費で、説明のこの道路新設改良補助事業というところで、土生野交差点改良工事委託料から下の補償金まで、このところの説明をもう一回お願いします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 吉住議員の質問にお答えします。

こちらのですね、道路新設改良の事業費につきましては、今年度当初要望していた額に対してですね、国の配分が少なかったため、この工事費以降については減額をせざるを得なかったということで減額しております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） じゃあその9ページの土木国庫補助金の活力創出基盤総合交付金にかかわってきとるわけですね。

（はい。）

はい、分かりました。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 1点だけ、ページ17ページ、土木費、都市計画費のこれの一番上のところですね、公園費、説明のところがカントリーパーク整備事業ですけども、これは要するに国特定財源分が全く採択されなかったという解釈でいいのか、それともどういうふうなこれが減額になってしまったということですけど、これによって計画されている工事、できなかった分が多分できていたんだろうと思いますけど、そのへんのことを含めて、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 清田議員の質問にお答えします。

確かにこちらにつきましても今回補助が付かなかったということで減額をしております。この

分の予定としましては、半高山の下の駐車場から上の展望所まで登る分の工事請負費でしたけれども、この分が若干ですね、足りない分は昨年度から繰り越している分、合わせて全部行うようにしまして、残りの分につきましてもまた今年度の補正なり、来年度の要望で付けてもらいますように進めていきたいということを思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） これはですね、なかなか国の予算をですね、減額されるというのは厳しいところですが、地域の人たちの要望も含めて進めていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後は1時に再開します。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第40号 令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第7、議案第40号「令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） よろしく申し上げます。議案第40号について御提案させていただきます。

令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、1枚お開きください。

こちらは予算書の目次となっております。

続きましてもう1枚めくっていただきまして、1ページ目になります。

議案第40号、令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条、令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）第2条、令和7年度玉東町簡易水道事業会計予算書（第2号）に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

4、主要な建設改良事業、管路建設改良費、既定予定額3,500万、補正予定額852万8,000円、計4,352万8,000円になります。こちらの工事内容といたしましては、県道改良工事に伴う水道管移設工事の増額分と、県道内水道管の移設に伴い、使用しなくなります既設管の撤去工事に伴う工事費の増額となります。

第3条（収益的収入及び支出） 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。左から、項目、既定予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第1款、水道事業収益、1億1,579万9,000円、55万円、1億1,643万9,000円、第2項、営業外収益、4,462万円、55万円、4,517万円。

支出、第1款、水道事業費用、1億3,842万8,000円、10万円、1億3,852万8,000円。第2項、営業外費用、489万6,000円、補正予定額10万円、計499万6,000円。

（資本的収入及び支出）第4条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額622万1,000円は、当年度消費税資本的収支調整額550万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金71万2,000円を資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1,035万9,000円は、当年度消費税資本的収支調整額773万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金262万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、1億5,987万7,000円、519万円、1億6,506万7,000円。第2項、国庫補助金、0円、495万円、495万円。第4項、他会計補助金、4,287万7,000円、24万円、4,311万7,000円。

支出、第1款、資本的支出、1億6,609万8,000円、932万8,000円、1億7,542万6,000円。第1項、建設改良費、1億2,750万円、852万8,000円、1億3,602万8,000円。第2項、企業債償還金、3,794万7,000円、80万円、3,874万7,000円。

（一時借入金）第5条、予算第7条中5,000万円を1億6,700万円に改める。

（他会計からの補助金）第6条、予算第10条中4,693万1,000円を4,772万1,000円に改める。

令和7年6月11日提出、玉東町長。

次のページからは補正予算の説明書になります。詳しいところがですね、最後から2枚目になりまして、17ページとなっております。17ページをお開きください。

令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第1号）実施計画書になります。

収益的収入及び支出、収入、1款、水道事業収益、2項、営業外収益、2目、他会計補助金、既決予定額405万4,000円、補正予定額55万円、計460万4,000円、こちらは一般会計からの補助金に

なります。

下段になります。支出、2款、水道事業費用、2項、営業外費用、1目、支払利息及び企業債取扱諸費、既決予定額460万円、補正予定額10万円、計470万円、こちらは企業会計の償還金の利子の分になります。

続きまして、18ページになります。

資本的収入及び支出、収入の部、3款、資本的収入、2項、国庫補助金、1目、国庫補助金、既決予定額0円、補正予定額495万円、計495万円、こちらは新しい地方経済生活環境創生交付金ということで、こちらにつきましては当初予算で計上していました水道管路システムの導入費用につきまして、補助金が決定しましたのでその分を計上しております。4項、他会計補助金、1目、他会計補助金、既決予定額4,287万7,000円、補正予定額24万円、計4,311万7,000円、一般会計からの補助金になります。

下段になります。支出、4款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、建設改良費、既決予定額1億2,750万円、補正予定額852万8,000円、計1億3,602万8,000円、こちらは県道改良に伴う布設替え工事費の増額と既設管撤去費用の計上となります。2項、企業債償還金、1目、企業債償還金3,794万7,000円、補正予定額80万円、計3,874万7,000円、こちらは企業債償還金であり、今年度の企業債償還金が確定したための増額になっております。

以上、御提案いたします。よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 難しいことは聞きませんが、まずですね、町長のあいさつと提案理由説明を議会の冒頭にいただきましたが、その7ページに、増額分を計上し、歳出総額7億1,395万4,000円とするとありますが、その数字はどこを見ても分からないから教えてもらいたい。あるいは、どれとどれとどうすれば3億になるのかを説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） しばらくお待ちください。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 町長のあいさつでありましたのは、水道事業の歳出合計になります。それで予算書の1ページの一番下の段2行目になりますけど、支出の第1款、水道事業費用の合計1億3,852万8,000円と、2ページの支出中段になります。第1款、資本的支出の合計の金額が3億1,395万4,000円と説明させていただいたところです。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） それではもう一つですね、増額分を計上してそうなるということなんですけれども、増額分というのはどこに書いてありますか。この18ページの下欄の4、資本的支出の932万8,000円が増額ですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 先ほどのですね、17ページ、実施計画書の下段の支出の額ですね、補正予算額10万円にですね、18ページ、資本的収入及び支出の下段の支出、総額932万8,000円を合わせた額になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 分かりました。この10万がね、上に足さなんというのはちょっと分からなかったから尋ねた。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（松尾純久君） 日程第8、議案第41号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） よろしく申し上げます。議案第41号について御提案させていただきます。

工事請負契約の締結について。工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。令和7年6月11日提出、玉東町長。

中段の枠をご覧ください。工事の名称、玉東町中部地区新設第2水源、第3水源さく井工事。

工事の場所、玉名郡玉東町大字上白木地内。

契約金額、6,974万円。

相手方、熊本県熊本市■■■■、南九調査開発株式会社代表取締役、■■■■。

契約の方法、指名競争入札。

提案理由になります。予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める必要があるためになります。

添付しておりますが、次のページは仮の公共工事請負契約書となります。5月9日に入札を行い、同日仮契約を行っております。工事内容といたしましては、木葉地区の水源確保のため、年の神公園付近に2か所ボーリングを実施するものであります。工事期間は、令和7年12月17日までといたしております。

以上、御提案いたします。御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） この事業に対しては、先日課長からも説明を受けておりますが、再度ちょっと確認というところで、工事契約金額の締結についての議案ですけど、地上の事業に対しては、目に見えた工事である程度計画どおりいくと思いますが、地下の工事ということで、100どうにか分からないということで、まず、水道水が量が出るということと、住民の人たちが使う水が良い水が出るということの工事ですので、この金額のほかに、締結のほかに何か条件等の決め事とか、業者と何かあったらお聞きいたします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 大城戸議員の質問にお答えします。

まず、前回説明いたしましたとおり、掘削する分についてのみ契約をしておりますので、その後の水量についての検査はまたですね、水質検査は別途実施する計画にしております。それ以外の条件につきましては、今回の契約には含めております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） この質問をですね、前回もちょっと私もお聞きしておりますが、工事の金額も大きい金額、事業でありますし、もしも出なかった場合にはまた違うところに堀りなおしたりとか、あるいは、そのあたりも含めてまた新たに一からということになればですね、ちょっと大変なことになるということで、両者で少しは、相手は専門家ということで、少し何か、どちらかが少し、再度違う場所に掘った場合には、負担をするかなあというところぐらいの、少しぐらいの何か条件がついているかなということでお聞きしたんですが、次の段階は全くそういう決め事はないということですね。

分かりました。終わります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号 財産の取得について

○議長(松尾純久君) 日程第9、議案第42号「財産の取得について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長(松永 敏君) 議案第42号、財産の取得について。財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。令和7年6月11日提出、玉東町長。

財産の表示、種類、タブレット及び付属品等。所在、山北小学校、木葉小学校、玉東中学校。数量、543式。取得の目的、児童生徒等の学習用タブレットの更新。取得価格、3,424万6,861円。相手方、福岡県福岡市■■■■、株式会社内田洋行九州支店支店長、■■■■。

提案理由、予定価格が1,000万円以上の動産を買い入れをするには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある、これが議案を提出する理由である。

2枚目につきましては、参考資料として仮契約書を添付いたしております。若干タブレットを更新する理由について補足させていただきます。

現在、小中学校で使用していますタブレットは令和2年度に導入されたもので、本年度末には導入から5年が経過いたします。この間、端末の経年劣化による動作遅延やバッテリーの不具合が生じ、児童生徒の学習活動に支障をきたす恐れがあります。こうした状況を踏まえ、学習環境の維持、向上を目的として、計画的なタブレットの更新を行う必要があります。これにより学習ソフトの操作性や処理速度の向上が期待され、児童生徒が快適に学習できる環境を整えることが理由であります。

以上のとおり御提案いたしますので、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、前田大樹君。

○1番(前田大樹君) では質問します。当初予算では、学習用iPad594台で6,200万ぐらいの予算計上だったと思うのですが、これが約半分ぐらいになっている要因をお伺いします。

○議長(松尾純久君) 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長(松永 敏君) 1番、前田議員の御質問にお答えします。

当初予算要求時には594台にて予算計上いたしておりましたが、その後台数の精査による減少、

児童生徒数の減及び予備機の見直し等により51台を減少しております。また、仕様書を見直しまして、専用ケース付きキーボードのほうに当初オーディオ変換アダプター等が必要でありましたが、その仕様を見直し、ヘッドフォンジャックを搭載したタイプのケース付きキーボードに変更し、それが1台当たりの単価の減少となっております。

また、今回共同調達による購入を行っておりますので、それに伴いますスケールメリットによる業者からの見積もりの提案額の下落が要因と考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

それでは、そのオーディオとかのスペック以外のスペック、要領だったりメモリだったりとか、そういったものは今までのと一緒でしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

当初予算からスペックが低下しているということはございません。ただ、現在使っておりますiPadよりは性能は上がっております。具体例の一つとしましては、ストレージのほうが増加というふうになっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

費用を安く抑えられるというのは良いことなんですけども、以前、他の自治体で費用を抑えるために安価なものを購入したと、そしたら2年ぐらいで壊れたと、結局当初予算を上回る費用がかかったということがあったみたいなので、一応それを危惧しての質問でした。

ちなみに、これ故障したときの保証とかはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

保証としましては、メーカー保証の1年ということになっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） それでは、1年過ぎて壊れた場合は町負担という形になるのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

1年を経過したあとの機械の故障等につきましては、町負担となっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

もちろん子どもが不注意で壊した際も1年未満はだめですね、システムエラーじゃないから

ですね。そのへんも町負担になりますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

一応 i P a d のほうには、動産保険を掛けておりまして、そういう子どもさんの重過失に伴わない落下等による故障、破損等につきましては、動産保険にて修繕を行っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

最後に1点だけ、ここで言うタブレットは i P a d で間違いありませんよね。お伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） すみません説明が悪くて、当町におきましては i P a d を採用いたしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

同じものであればですね、子どもたちも使い慣れているので問題ないということで、はい、確認いたしました。

ありがとうございます。以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

4 番、狩野勝次君。

○4 番（狩野勝次君） 私でもありますね、前田議員と同じような質問になりますけど、当初予算計上から3,424万6,861円まで予算が下がったということで、この業者が持ってくる機械自体に大丈夫なのかと、この機械が本当にはたして良い機械を持ってくるのか、そこが私もちょっと心配で、前田議員と同じような質問になりますけど、私が計算した限りではですね、タブレット及び付属品等の543式、これが一式あたり6万3,069.73銭で、今、高い中に6万3,000円ちょっとぐらいで収まるということは、機械、付属品付いてのこの価格はあまりにも安いからですね、ちょっとこの機械に対して不信感が反対にでてきてまして、これでこの予算計上で大丈夫なのか、この機械に対してですね、そこをちょっともう一回伺います。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 4 番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

今回この i P a d の更新につきましては、県が主導いたします共同調達事業に参加しております。いたしまして、この端末の仕様書の選定等につきましては、県が使用を定めております。県内、今回同時期に参加した自治体としましては、9 市町村が玉東町と同じ i P a d の W i - F i タイプを選択し、共同調達を行っておりますので、納品されるこの内田洋行につきましても全国的な規模、プロポーザルの中の審査を経て契約の候補者として選定されておりますので、そちらの

ほうについては問題ないかというような認識であります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今、松永課長の説明で分かりました。各市町村で共同仕入れということで、価格も安く仕入れることができたという答弁で分かりました。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第43号 財産の取得について

○議長（松尾純久君） 日程第10、議案第43号「財産の取得について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 議案第43号、財産の取得について。財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。令和7年6月11日提出、玉東町長。

財産の表示、種類、教職員パソコン及び付属品等。所在、山北小学校、木葉小学校、玉東中学校。数量、70式。種類、管理用サーバー及び付属品等、所在、山北小学校、木葉小学校、玉東中学校。数量3式。取得の目的、教職員用のパソコン及び管理用サーバー等の更新。取得価格、2,400万2,000円。相手方、熊本県熊本市■■■■、西部電気工業株式会社熊本支社支社長、■■■■。

提案理由、予定価格が1,000万円以上の動産を買い入れをするには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある、これが議案を提出する理由である。

2枚目につきましては、参考資料として仮契約書を添付いたしております。

補足としまして、購入理由について説明させていただきます。

現在、小中学校の教職員が使用している校務用端末は、令和元年度の導入から5年以上が経過

し、老朽化により動作遅延や故障が発生し、業務遂行に支障をきたしております。さらに、ウィンドウズ10のサポートが令和7年10月に終了することから、セキュリティの維持と業務の安定性を確保するため、最新のOSを搭載した端末への更新が必要です。また、端末を管理するサーバーについても令和元年度と平成29年度に整備され、経年劣化が進んでおり、安定した運用を維持するためには更新が必要となります。これらの更新により業務環境の改善と端末の安全性向上を図ることが主な目的であります。

以上のとおり御提案いたしますので、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時34分

再開 午後1時46分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（松尾純久君） 日程第11、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。令和7年6月11日提出、玉東町長。

住所、熊本県玉名郡玉東町■■■■、氏名、深本浩、生年月日、■■■■。

提案理由、西川昭男委員の任期が令和7年9月39日をもって満了となるため、深本浩氏を人権

擁護委員の候補者として推薦するため。

人権擁護委員の候補者として推薦したい深本浩君は、もともと玉東町の役場に45年間勤務しておられました。その中で、人間関係である担当課も経験されており、行政職員として経験が大変豊富であり、人格識見ともに優れ、人権擁護委員として適任であると考えます。よって、適任との意見をいただきたくよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり適任との意見とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、原案のとおり適任との意見に決定しました。

日程第12 発議第3号 令和7年度玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について

○議長（松尾純久君） 日程第12、発議第3号「令和7年度玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 発議第3号、令和7年度玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について。

上記の議案を別紙のとおり、玉東町議会会議規則第14条の規定により提出します。令和7年6月11日提出、提出者、玉東町議会議員、吉住貞夫。賛成者、玉東町議会議員、坂村勇治。玉東町議会議員長、松尾純久様。

1枚おめくりください。

令和7年度玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について。

令和7年度玉東町議会常任委員会（所管事務調査）について、調査、視察研修のため次のとおり実施するものとする。以下、記については、先日の全員協議会の中で審議されたとおりであります。皆さん内容を確認しておいてください。

以上です。

○議長（松尾純久君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 請願、陳情の件

○議長(松尾純久君) 日程第13、請願、陳情の件を議題とします。

請願第1号「旧姓の通称使用の法制化に関する請願書」、陳情第4号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」、以上、請願1件、陳情1件が提出されております。

お諮りします。私たち町の議員は、町民から提出されたものを審議するのが本来の役目と存じております。先の議会運営委員会等で、請願第1号については、町外ではありますが審議することに決定しております。陳情第4号は配付のみと決定しております。

したがって、請願第1号は審議し、陳情第4号は配付のみにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、請願1件は審議し、陳情第1号は配付のみとすることに決定しました。

お諮りします。本日程に提出されております請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、請願1件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

請願1号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) これで討論を終わります。

お諮りします。ただいま請願1件が採択されましたので、功刀圭一君外1名から、発議第4号の意見書が、会議規則第14条の規定により提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

議案配付のためしばらく休憩します。

休憩 午後1時53分

再開 午後1時54分

○議長(松尾純久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 発議第4号 旧姓の通称使用を拡大する法制化の創設を求める意見書の提出について

○議長(松尾純久君) 追加日程第1、発議第4号「旧姓の通称使用を拡大する法制化の創設を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

2番、功刀圭一君。

○2番(功刀圭一君) 発議第4号、玉東町議会議長、松尾純久様。提出者、功刀圭一、賛成者、吉住貞夫様。旧姓の通称使用を拡大する法制化の創設を求める意見書の提出になります。

次のページを意見書のほうをおめくりください。

旧姓通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書になっております。今、国会のほうでは、夫婦別姓の報道で議論されておりますが、私の考えるには、夫婦別姓法が通れば、この日本はおかしくなると思っておりますし、そのあと子どもに悪影響を及ぼすと思っておりますので、それよりも通称使用の法制化を速やかに実現させるよう強く要望いたしたいと思っておりますので、是非とも皆様よろしくお願いいたします。

○議長(松尾純久君) 意見書の朗読が終わりましたので、これから発議第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

○議長（松尾純久君） 日程第14、閉会中の継続調査の申出書の件を議題とします。

議会運営委員長、総務経済建設常任委員会委員長、厚生文教税務常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査についての申出がありました。

お諮りします。本件については、それぞれ申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、申出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程のすべてを終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって、令和7年度第2回玉東町議会定例会を閉会します。

起立、お疲れさまでした。

閉会 午後1時58分